1　食品衛生対策

(1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画（毎年度策定公表）に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

令和６年度の食品関係施設に対する監視指導は、営業許可施設 83,910 施設に対し、延べ 34,977 回、営業届出施設 32,113 施設に対し、延べ 7,178 回実施した。

＜令和６年度実績＞食品関係施設の監視状況

区　分	業　種	所　管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	10,681	7,157
		政令(中核)市	18,180	4,371
		計	28,861	11,528
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	22,121	4,628
		政令(中核)市	32,928	18,821
		計	55,049	23,449
	合　計		83,910	34,977
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	12,650	2,379
		政令(中核)市	19,463	4,799
		計	32,113	7,178

ア　「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

小規模事業者等に対し、講習会（令和６年度 79 回 3,370 人）や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した導入支援を行う。

イ　モニタリング機器を活用した科学的監視

健康福祉事務所（保健所）に配備しているモニタリング機器を活用（令和６年度　6,222 件）し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

ウ　食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取締り期間(夏期(７月)、年末(12 月)、ふぐ取扱い施設(11～２月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努める。

エ　季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

(2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査（令和６年度　702 件）を実施し、違反品の排除に努め、食品に対する県民の不安解消を図る。

(3) 食中毒防止対策

ア　食中毒の発生状況

令和６年度の県内における食中毒発生件数は 40 件であった。

主な病因物質では、ノロウイルスによるものが 23 件、カンピロバクターによるものが 11 件、サルモネラ属菌によるものが２件、等の発生があった。

＜令和６年度実績＞食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令（中核）市		計		全　　国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件 数	患 者 数
19	646(0)	21	311(0)	40	957(0)	1,037	14,229(3)

注：（　）内は死者数で内数、患者数は速報値。全国は年次統計のため令和６年

イ　食中毒の予防対策

カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を行う。

食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会（令和６年度 221 回）を計画的に開催する。

(4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止を図る。

＜令和６年度実績＞行政措置状況

区　　分	処　　分　　内　　容					
	営業禁止命　令	営業停止命　令	廃　棄命　令	回　収命　令	その他	始末書徴　収
許可を要する営業（※２）	0 (0)	41 (22)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (0)
許可を要しない営業（※８）	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (4)	0 (0)	5 (0)

注:（　）内は政令（中核）市分で内数

(5) 移動営業に係る県内相互乗り入れ

キッチンカー等自動車による移動営業については、令和７年３月 24 日付で「食品衛生法に基づく自動車による営業許可の運用に関する協定書」を兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市において締結し、令和７年６月１日より県内相互乗り入れを開始する予定。今後は、露店による移動営業に関し協議を図る。

２　食肉衛生対策

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけるとと畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の徹底に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

(1) と畜検査

ア　と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数は令和元年まで減少傾向にあったが、近年は増加傾向にあり、令和６年度における全獣畜のと畜検査頭数は 171,971 頭であった。

＜令和６年度実績＞畜種別と畜検査頭数

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	と畜頭数合計
69,679 (53,910)	102,149 (46,111)	0 (0)	143 (120)	171,971 (100,141)

注:（　）内は政令（中核）市分で内数

イ　精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。

＜令和６年度実績＞

精密検査頭数　430 頭（うち全部廃棄 240 頭、一部廃棄 138 頭）

ウ　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の実施

平成 13 年 10 月 18 日以降、ＢＳＥ対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査(※10)及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じてきた。

今般、ＢＳＥサーベイランスに関する国際基準が見直され、日本はリスクの無視できる国とされたため、これまで 24 か月齢以上を対象としてきたところ、令和６年度からは月齢の規定を撤廃し、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛についてのみ検査を実施する。

＜令和６年度末までの実績累計＞

ＢＳＥ検査頭数　824,807 頭（すべて陰性）

(2) 食鳥検査

ア　食鳥検査の状況

年間処理羽数が 30 万羽を超える大規模食鳥処理場における令和６年度の食鳥検査羽数は 17,825,836 羽であった。

＜令和６年度実績＞食鳥検査羽数等

食鳥処理場（食鳥検査対象）			認定小規模食鳥処理場（２月末）		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	86	17,825,836	105 (67)	149 (94)	913,065 (467,717)

注：（　）内は政令（中核）市分で内数

イ　食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

ウ　高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成 16 年２月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じている。

(ｱ)　食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。

(ｲ)　食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

令和６年度は県内の養鶏場での発生はなかったが、関係者等との情報共有と検査体制の整備により、食鳥処理場での発生防止を図っている。

３　ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の推進

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムであるＨＡＣＣＰの導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム（県版ＨＡＣＣＰ）」認定制度を推進する。（P. 19　５参照）

＜令和６年度末現在＞　　県版ＨＡＣＣＰ認定施設：37 件



４　食の安全安心施策の充実・強化

(1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

(2) 関係者相互の情報共有等

ア　情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

＜令和６年度実績＞

出前講座　158 回、参加者　7,443 人

イ　意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※10)を推進する。

また、カンピロバクターによる食中毒が 20 才台の若い世代に患者が多いことから、今後親元を離れて自活していく高校生を含んだ青年層を中心に、安全安心に食品を摂取するための講座を実施し、食のリスクへの理解を深める。

資　料　編

1　食品衛生監視状況（令和６年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数（ランク）	目　標監視数	監　視実施数	県平均監視率（%）
１回／１年（A）	2,643	2,822	106.8
１回／２年（B）	977	1,167	119.4
１回／３年（C）	7,356	7,323	99.6
１回／６年（D）	1,235	2,852	230.9
適　　宜（E）		1,389	
合　　計（Ｅランクを除く。）	12,211	15,553	127.4

＜内訳＞

(1)　営業許可業種

県目標監視回数（ランク）	業　　種	目　標監視数	監　視実施数	県平均監視率（%）
１回／１年（A）	飲食店営業（大量調理）	1,662	1,903	114.5
１回／２年（B）	そうざい製造業　他	955	1,146	120.0
１回／３年（C）	菓子製造業　他	7,326	7,273	99.3
１回／６年（D）	麺類製造業　他	1,235	1,463	118.5
適　　宜（E）	乳類販売業（食品衛生法改正前）　他		0	
合　　計（Ｅランクを除く。）		11,178	11,785	105.4

(2)　営業届出業種

県目標監視回数（ランク）	業　　種	目　標監視数	監　視実施数	県平均監視率（%）
１回／１年（A）	集団給食施設（大量調理）	981	919	93.7
１回／２年（B）	集団給食施設（Ａランク・簡易調理施設以外）	22	21	95.5
１回／３年（C）	集団給食施設（簡易調理施設）	30	50	166.7
適　　宜（E）	要届出業種（Ａ・Ｂ・Ｃランク以外）		1,389	
合　　計（Ｅランクを除く。）		1,033	990	95.8

2　食品関係業種別施設数

(1)　営業許可施設数（令和６年度末現在）

ア　改正前の食品衛生法に基づく 34 業種

業種＼項目		施設数							
		兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,644	2,422	1,133	596	361	469	4,981	7,625
	仕出し屋・弁当屋	361	441	62	70	33	49	655	1,016
	旅館	381	90	27	9	9	6	141	522
	その他	3,806	4,556	794	1197	530	1024	8,101	11,907
	小計	7,192	7,509	2,016	1,872	933	1,548	13,878	21,070
菓子製造業		1,291	858	269	170	104	224	1,625	2,916
乳処理業		4	1					1	5
特別牛乳搾取処理業									
乳製品製造業		25	12	3			3	18	43
集乳業		1							1
魚介類販売業		426	216	139	52	65	40	512	938
魚介類せり売営業		7	1		1	2		4	11
魚肉ねり製品製造業		8	15	3	2	1	1	22	30
食品の冷凍又は冷蔵業		218	78	22	35	24	23	182	400
かん詰又はびん詰食品製造業		19	22	6	2		1	31	50
喫茶店営業		236	209	86	36	61	48	440	676
あん類製造業		10		3	2			5	15
アイスクリーム類製造業		116	106	30	21	16	20	193	309
乳類販売業									
食肉処理業		75	46	5	5	2	6	64	139
食肉販売業		366	321	76	74	54	67	592	958
食肉製品製造業		19	11	2	2	1	4	20	39
乳酸菌飲料製造業		4							4
食用油脂製造業		7	3		1			4	11
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業		1	4					4	5
みそ製造業		61	5	2	1		1	9	70
醤油製造業		11	2	1	3			6	17
ソース類製造業		14	21	1	6	1	2	31	45
酒類製造業		25	13	3		3	5	24	49
豆腐製造業		20	15	10	7	2	1	35	55
納豆製造業		7		1				1	8
めん類製造業		151	39	19	5		9	72	223
そうざい製造業		309	209	52	25	32	37	355	664
添加物製造業		23	13	8	4	2	1	28	51
食品の放射線照射業									
清涼飲料水製造業		28	10	6	2		2	20	48
氷雪製造業		7	3			1		4	11
氷雪販売業									
合計		10,681	9,742	2,763	2,328	1,304	2,043	18,180	28,861

監視数	7,157	2,014	61	541	642	1,113	4,371	11,528

イ　改正後の食品衛生法に基づく 32 業種

項目 / 業種		施設数							
		兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	7,135							
	仕出し屋・弁当屋	465							
	旅館	565							
	その他	8,032							
	簡易な営業	149							
	小計	16,346	14,045	4,690	3,623	2,003	2957	27,318	43,664
調理の機能を有する自動販売機による営業		243	123	55	43	19	27	267	510
食肉販売業		585	374	136	101	65	78	754	1,339
魚介類販売業		601	310	139	78	61	50	638	1,239
魚介類競り売り営業		21	5	7		2		14	35
集乳業		1							1
乳処理業		2	3					3	5
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		101	36	7	1	4	4	52	153
食品の放射線照射業									
菓子製造業		2,063	1232	383	214	151	265	2,245	4,308
アイスクリーム類製造業		56	45	11	8	2	5	71	127
乳製品製造業		16	22	5	4	1	2	34	50
清涼飲料水製造業		32	17	7	5	4	3	36	68
食肉製品製造業		44	33	9	3	2	4	51	95
水産製品製造業		218	61	30	5	28	5	129	347
氷雪製造業		7	3	3				6	13
液卵製造業		5	1				2	3	8
食用油脂製造業		12	8	2	3		1	14	26
みそ又はしょうゆ製造業		102	8	10	3	2		23	125
酒類製造業		48	26	11		7	6	50	98
豆腐製造業		39	17	4	7	4	5	37	76
納豆製造業		2	2					2	4
麺類製造業		347	43	46	10	2	5	106	453
そうざい製造業		678	389	91	61	66	66	673	1,351
複合型そうざい製造業		8	9	3			3	15	23
冷凍食品製造業		29	18	5	27	2	22	74	103
複合型冷凍食品製造業		1	2	1				3	4
漬物製造業		207	62	14	15	7	9	107	314
密封包装食品製造業		206	43	10	9	7	18	87	293
食品の小分け業		79	39	11	13	4	9	76	155
添加物製造業		22	21	7	7	2	3	40	62
合計		22,121	16,997	5,697	4,240	2,445	3,549	32,928	55,049

監視数	4,628	14,275	2,046	612	231	1,657	18,821	23,449

(2) 営業届出施設数（令和６年度末現在）

業種	項目	施設数 兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
給食施設	学校	127							
	病院・診療所	60							
	事業所	42							
	その他	879							
	小計	1,108	619	287	261	124	197	1,488	2,596
旧許可業種	魚介類販売業（包装魚介類）	174	575	155	21	107	166	1,024	1,198
	食肉販売業（包装食肉）	352	657	270	25	112	182	1,246	1,598
	乳類販売業	1,544	1726	630	201	339	412	3,308	4,852
	氷雪販売業	39	20	11	11	4	6	52	91
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,707	1329	440	367	155	273	2,564	4,271
販売業	弁当販売業	155	82	9	9	10	29	139	294
	野菜果物販売業	336	319	57	83	56	76	591	927
	米穀類販売業	93	103	23	17	7	22	172	265
	通信販売・訪問販売による販売業	58	54	3	7	1	7	72	130
	コンビニエンスストア	762	387	73	204	27	46	737	1,499
	百貨店、総合スーパー	703	333	146	120	45	74	718	1,421
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	713	526	204	144	83	151	1,108	1,821
	その他の食料・飲料販売業	2,615	2289	824	566	368	594	4,641	7,256
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	6	6	7	7		2	22	28
	いわゆる健康食品の製造・加工業	19	16		2	1	3	22	41
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	264	176	48	35	20	64	343	607
	農産保存食料品製造・加工業	472	66	14		24	9	113	585
	調味料製造・加工業	120	64	8	15	8	17	112	232
	糖類製造・加工業	2	5	1				6	8
	精穀・製粉業	61	17	9	2	2	7	37	98
	製茶業	111	35	17	4	1	1	58	169
	海藻製造・加工業	35	5	7	1	1	3	17	52
	卵選別包装業	29	2	5			1	8	37
	その他の食料品製造・加工業	887	186	110	31	25	88	440	1,327
上記以外のもの	行商	78	86	20	14	13	18	151	229
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	120	17	9	15	5	2	48	168
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	21	11			3		14	35
	その他	66	161	9	17	3	22	212	278
合計		12,650	9,872	3,396	2,179	1,544	2,472	19,463	32,113

監視数	2,379	3,647	484	102	223	343	4,799	7,178

３　食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（令和６年度）

	区分	検査件数		検査項目数		不適件数 不良	不適% 不良
食品・添加物等の検査	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	84	(17)	25,200	(5,100)		
	器具及び容器包装の規格試験	20	(10)	40	(20)		
	米のカドミウム試験	14		14			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	420	(420)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
	遺伝子組換え食品試験	9	(2)	27	(6)		
	アレルギー食品試験	10	(5)	10	(5)		
	◎国産食肉の残留農薬試験	12		2,400			
	◎国産食肉の残留医薬品試験	24		480			
	輸入食肉の残留医薬品試験	14	(14)	346	(346)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
	輸入チーズのリステリア試験	16	(16)	16	(16)		
	家庭用品の試買試験	10		10			
	☆生食用かきのノロウイルス試験	15		15			
	（健康科学研究所実施分）計	293	(129)	29,378	(6,313)	0	0.0
	その他収去等試験：健康福祉事務所検査室実施分（収去）	391	(2)	2,552	(4)	5	1.3
	その他収去等試験：健康福祉事務所検査室実施分（試買）	18		18		0	0.0
	（その他収去等試験分）計	409	(2)	2,570	(4)	5	1.2
計		702	(131)	31,948	(6,317)	5	0.7

☆は、試買試験。（　）内は輸入食品の内数。
◎は、食肉衛生検査センター搬入。

４　と畜検査精密検査実施状況（令和６年度）

項目 / 内訳	精密検査実施頭	精密検査に基づく措置実施頭数															
		禁止			全部廃棄			一部廃棄			合格			合計			
		牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
一般畜	281	0	0	0	97	29	0	116	4	0	20	15	0	0	126	120	35
病畜	149	0	0	0	113	1	0	17	1	0	17	0	0	0	114	18	17
切迫畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	430	0	0	0	210	30	0	133	5	0	37	15	0	0	240	138	52